

香川県条例第7号

建築基準法施行条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定)</p> <p>第31条 法第56条の2第1項の条例で指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の条例で指定する平均地盤面からの高さは、同表（第一種低層住居専用地域、<u>第二種低層住居専用地域又は田園住居地域</u>の項を除く。）の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる高さとし、同項の条例で指定する号は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 域</th><th>高 さ</th><th>号</th></tr></thead><tbody><tr><td>第一種低層住居専用地域、<u>第二種低層住居専用地域又は田園住居地域</u></td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 域	高 さ	号	第一種低層住居専用地域、 <u>第二種低層住居専用地域又は田園住居地域</u>	略		略			<p>(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定)</p> <p>第31条 法第56条の2第1項の条例で指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の条例で指定する平均地盤面からの高さは、同表（第一種低層住居専用地域<u>又は第二種低層住居専用地域</u>の項を除く。）の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる高さとし、同項の条例で指定する号は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 域</th><th>高 さ</th><th>号</th></tr></thead><tbody><tr><td>第一種低層住居専用地域<u>又は第二種低層住居専用地域</u></td><td></td><td>(二)</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 域	高 さ	号	第一種低層住居専用地域 <u>又は第二種低層住居専用地域</u>		(二)	略		
区 域	高 さ	号																	
第一種低層住居専用地域、 <u>第二種低層住居専用地域又は田園住居地域</u>	略																		
略																			
区 域	高 さ	号																	
第一種低層住居専用地域 <u>又は第二種低層住居専用地域</u>		(二)																	
略																			

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、</p>

第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては、これらの地域のうち、国道（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道をいう。第3号において同じ。）又は県道（道路法第3条第3号に掲げる都道府県道をいう。第3号において同じ。）のそれぞれの各一側について幅30メートル以内の区域を除く。）並びにこれらに準ずる地域として公安委員会規則で定める地域をいう。

（2）～（4） 略

第二種住居地域及び準住居地域（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては、これらの地域のうち、国道（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道をいう。第3号において同じ。）又は県道（道路法第3条第3号に掲げる都道府県道をいう。第3号において同じ。）のそれぞれの各一側について幅30メートル以内の区域を除く。）並びにこれらに準ずる地域として公安委員会規則で定める地域をいう。

（2）～（4） 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。